

ロック対ホッブズ

—— アメリカ建国思想の起源との関連において ——

吉田 達志

人文社会教室
(1988年9月1日受理)

Locke and Hobbes

—— In reference to the American Founding Fathers ——

Tatsushi YOSHIDA

Department of Humanities

(Received September 1, 1988)

I have conducted a close textual analysis of the political theories of John Locke and Thomas Hobbes and have compared both to the theories of Publius in "The Federalist". My findings have led me to question the traditional view of Lock's high stature as a political theorist and, consequently, the extent of his influence on the genesis of American political philosophy. Although most commentators consider Locke the champion and Hobbes the foe of democracy, I believe the birthrights in American heritage are Hobbesian, not Lockean. I have arrived at this conclusion only after a close study of what each considered to be good government. I examined the answers of each to such fundamental questions of political theory as what are man's true rights or his best way of life? And what is the right ordering of civil society necessary to attain that life. I have measured the answers of Locke, Hobbes, and Publius against the following standard: the right ordering of society seeks to eliminate instability caused by man's nature while at the same time preserving the right to life, liberty, and the pursuit of happiness.

一、序 自由と統合の問題

アメリカの政治体系、法体系を支えている究極的な基礎は、合衆国憲法こそ国民の意思の至高の表現だという信念にある。従って政治的、法的問題が発生した時に、憲法をどう解釈するかという形で決着がつけられようとする。

ところでアメリカは、いわば「理念の共和国」¹⁾であり、明確な建国の哲学ないしは思想を有している。それを表現したものが合衆国憲法なのである。アメリカの政治的、法的伝統はここに発している。それ故、憲法解釈は、アメリカの政治的、法的伝統をどう解釈するかにかかってくることになる。このように、政治的、法的思想の起源があるとすれば、それを創造した「建国の父たち」の意図を知り、それを解釈することが必要になってくる。従ってまた、それら建国の父たちの意図を知るためには、最終的にそれら建国の父たちに与えたヨーロッパの思想

は何であるか、あるいは思想家は誰であるかを探索することが必要になる。アメリカにおける今日的な政治的、法的問題への関心が、私をしてアメリカにおける政治的、法的伝統の起源という問題を探究することに赴かせたのである。

このような問題の所在を自覚するヒントを与えてくれた書物は、George Mace, *Locke, Hobbes, and the Federalist Papers, An Essay on the Genesis of the American Political Heritage*, 1979と、Frank M. Coleman, *Hobbes and America, Exploring the constitutional foundations*, 1977である。

さて、アメリカ建国期の思想を表現している主要な基本的文書としては、三種類ある。第一は、一七七六年に出された独立宣言である。第二は、一七八七年に制定された合衆国憲法である。そして第三は、憲法の注釈書とでも言うべき「ザ・フェデラリスト」論文である。最終的には、独立宣言の趣旨と、「ザ・フェデラリスト」論文を執筆した人々の意図とが憲法に表現されたと言ってもよい。つまり合衆国憲法においては、自由と統合の問題

をいかにして両立させるかという近代政治哲学ないしは法哲学の課題と取り組んでいる様子がはっきりと見られるのである。そして、前者はもともと独立宣言を執筆したジェファソン (Jefferson) の意図を表現しており、後者は『ザ・フェデラリスト』論文を執筆したジェイ (Jay)、ハミルトン (Hamilton)、マディソン (Madison) の意図を表現している。これらの人々を含めた「建国の父たち」の意図を総合的に把握しなければならない。

憲法の性格をこのように捉える時、建国の父たちに影響を与えた思想とは何であり、それは誰の思想であったのか。

メイスによると、民主政治の支持者であるロック (Locke) がアメリカの憲法と独立宣言の偉大な先駆者だというのが通説になっているが、彼自身はアメリカの政治的起源を新たに探究した結果、アメリカの政治思想の真の先駆者は、これまでしばしば反民主主義的な君主政治の擁護者だと見なされてきたホブズ (Hobbes) だという結論に到達したという。メイスは、主として独立宣言の主旨と、ロックの『統治論、第二篇』、それにホブズの『リヴァイアサン』の主旨とを比較検討することによって、ロックの思想よりもホブズのそれの方がずっと自由主義的で、民主主義的だという結論に達し、アメリカの政治的伝統との親和性を強調している。つまりメイスは、ロックは民主主義的自由主義者だという見方と、ホブズは反自由主義的絶対主義者だという見方とに修正をせまっているのである。

他方コールマンは、ホブズが「対立調整」 (conflict management) についての新しい哲学を打ち建てたと見ている。つまりコールマンによれば、今日アメリカにおいては政治制度の主要な目的は、政治過程においてそれぞれ独立して行動する人々間の利害をめぐる社会的対立を調整することであり、この政治制度の果たす役割はフェデラリスト (連邦主義者) の理論に由来する。しかもこの理論の起源は、組織についてのホブズの哲学にあるというのである。更にコールマンは、ホブズがロックと区別されるのは彼のみが権威についての新しい原理を導入したからであり、この点に関してロックではなく、ホブズがアメリカの憲法哲学の源泉だと主張する。ちなみに、現代のアメリカにおいては連邦最高裁判所の司法審査 (judicial review) が、社会的対立を調整する上で大きな役割を演じている。

メイスの方は、ホブズ理論の自由主義的、民主主義的側面に注目しているのに対して、コールマンの方は、ホブズ理論における統治をいかに行うかという問題、換言すると制度はいかなる意味をもつかという問題に注目していると言ってよかろう。以下、自由と統合という問題をめぐるアメリカ建国思想とロックおよびホ

ブズ思想との関係について考察しよう。

二、ロック理論の保守的性格

メイスは、独立宣言の主旨をそこに四つの真理が表明されたものとして把握した。独立宣言における四つの真理とは、①すべての人は平等に造られていること、②生命、自由および幸福の追求という一定の不可譲の権利を付与されていること、③これらの権利を確保するために人類の間に政府が組織され、その権力は被治者の同意に由来するものであること、④もし政府がこれらの目的を毀損するものとなった場合には、国民はそれを改廃する権利を有すること、がそれである。そしてメイスは、これら四つの真理が『統治論』に展開されているロックの政治理論に適合するかどうかを検討していく。

第一の自明の真理とは、すべての人は平等に造られているという信念である。ロックは、人々が「生来すべて自由、平等であり、独立している」と述べたが、彼はこの平等を少数の選ばれた人々が優れた能力に基づいて支配権を要求するのを退けるに足るほどのものとは見なかった。それは二つの点から明らかである。第一に、ロックは古典派の思想家達と同じ人間観を抱いていた。つまり、たいいていの人々は情念に支配されているが、少数の人々には自らの情念を支配するに足る理性が備わっているとされているからである。第二に、ロックは少数のエリートの優越性を信じている。²⁾ つまり、ロックはある優れた資質というものが存在しており、それには支配権が伴うのだと信じていたように思われる。従って、彼の平等の概念は独立宣言にほとんど合致しない。

第二の自明の真理とは、すべての人は造物主によって一定の不可譲の権利を付与されており、その中には生命、自由および幸福の追求の権利が含まれるということである。これは、人々には安全と幸福の権利、およびこれらの権利に対する権利が付与されていることを意味している。これら二つの権利に関して、ロックとホブズとの相違は重要である。ホブズにとっては、生命の権利が不可譲の権利であることは明白であるが、一方ロックにとっては、すべての権利のうちで最も基本的なこの権利が、放棄されうるということもまた同様に明白である。

『所有的個人主義の政治理論』の著者マクファーンソンは、「近代初期の自然権の学説と二十世紀の人権の学説」とを区別して考えることが必要だと強調している。³⁾ つまり、ロック流の生命、自由および資産という初期の自然権と二十世紀の人権概念との間には、相容れない反目が不可避免的に存在するとマクファーンソンは指摘しているのである。確かに生命、自由および資産という自然権の学説はロックに根差しているが、ロックは人権を強調して

いるとは言えない。これに対してホッブズは人権の学説を明快に説いたし、人権の学説は更に独立宣言の中で巧みに展開されている。

ロックが自然権の擁護者であったことは真実である。「人間はひとたび生まれれば、自分を保全する権利をもつということ、従って肉や飲み物、更には自然が人間の生存のために与えてくれる、その他のものに対する権利をもつ」。⁴⁾しかしロックは、これらの権利がどのような言葉や行為によっても剝奪されえない不可譲の権利であるとは明言していない。それどころか彼は、これらの権利は剝奪されうると明言した。⁵⁾更にまた、特に彼がここで言及した権利の中には、単なる生存の次元しか、つまり単なる生命の保全ということしか含まれていないのである。

万人は生存の次元に対して生来の権利をもっているにすぎず、ある人々だけがより多くを所有する権利をもっているのだとロックが主張したとする結論を裏付ける強力な証拠がある。その証拠は、彼の比例的平等の概念と彼の財産の概念の双方の中にある。ロックは単にエリート主義的な比例的平等の要求にのみ基づいて財産の不平等な所有を正当化することに満足できず、更に一歩進めて、財産の不平等な所有の起源を人民の同意の中に求めることによって別の角度から正当化しようと試みた。その結果、少数の選ばれた人々がより多くを所有することは、財産それ自体と人民の双方によって正当化されるに至ったのである。

ある人々は他の人々に較べてより多くの財産をもつ権利があるとロックが主張したことにはほとんど疑問の余地がないが、彼の圧倒的な関心が財物の所有にあったことにも、同じようにほとんど疑問の余地はない。この点に関して、彼は「土地の増加とそれを使用する権利とに関わるのが政府の重要な仕事である」とまで強調している。他方、独立宣言の中にはこれと対照的な考えが表明されている。そこでは、政府の重要な仕事とは幸福をもたらすことだとされている。ロックが、人間には幸福の追求の権利があるとは決して明言していないということは興味深い事実である。

独立宣言の第三の真理についてロックは、政府が人々の権利を保障するために設立されることによって人々の権利と政府の追求すべき目的とは完全に同じものだとされるし、しかも政府は自らの正当な権力を被治者の同意から引き出すと論じた。けれども、その政府の目的はロックの言う権利の学説によって決まってくるのであり、しかもその学説における権利の範囲は独立宣言におけるそれよりもずっと狭く限定されている。ロックは、政府の重要な仕事は土地を増加させ、それを使用する権利を助長することにあると論じたし、また彼は、政府の目的

は生命、自由および資産を保障することにあると見た。従ってロックの意図は、独立宣言の中で明示された安全と幸福という目的を目指そうとしたのではなく、むしろ安全と安楽という目的を目指そうとしたのであった。安全はすべての人々にとっての目的であるが、安楽はある人々にとってのみの目的であるにすぎない。こうして、財物を享受することが幸福をもたらすという限りにおいて、ロックは政府の目的が万人にとっての安全と、ある人々にとっての幸福とを因る点にあると語ったと見なしてよいであろう。

独立宣言の最後の真理についてロックは、政府が保障するはずであった目的を政府自身が毀損するようになった場合には、いつでも国民は革命を起こす権利を有していると主張した。しかしながら、ロックの学説における市民社会の目的の範囲は独立宣言の学説におけるそれよりもずっと狭いために、市民社会における権利もまた同様に何を政府に要求できるのかという点のみならず、誰がそれを要求できるのかという点についても限定されるのである。その結果、たいいていの人々が抵抗の権利をもつのは、政府が最低限りぎりの生存条件を整えるのに失敗した時のみだということになる。それにひきかえ少数の人々は、政府が最低の生存を維持するのに必要な範囲を越えた彼等の資産を保護するのに失敗した時にも抵抗してよいのである。ロックが多数者支配と言う場合の多数者とは、市民社会における数の上での大多数の人々というよりはむしろ重きをなす諸個人、つまり影響力をもつ諸個人のうちの大多数の人々のことであり、彼等は全体の数のうちでは少数者から構成されている。

こうして、ロックの見解が独立宣言の主旨に適合しているとはとても考えられない。彼の論調を見る限りでは、その見解は不平等主義的、かつ反自由主義的な論拠に立っているというのがメイスの結論である。

我が国のロック研究家の一人田中正司氏は、「ロックにおける市民社会理論の形成」という論文の中でロックの『統治論』執筆の動機について次のように指摘している。「一六八九年に公刊されたロックの政治思想上の著者『政府論』は、P. ラスレット以来の一般的通説によれば、一六八八年の名誉革命を擁護し正当化するために書かれたものではなく、シャフツベリが指導していたプロテスタントの王位継承を促進するための時局論文として、第二巻をも含めて、一六八〇年前後にフィルムマーを直接の批判の対象として書かれたものであったとされている」。⁶⁾

また田中氏は、ロック政治理論の性格に触れて「『自然法論』、『統治者論』の発見は初期ロックの政治論が従来考えられていたよりもはるかに深くホッブズの影響下にあると共に予想外に保守的、王党派のであったことを

明らかにするものであった⁷⁾ことを認め、次いで「これまでのロックの解釈が一様にロック国家論の自由主義的解釈の支柱としてきたロックの自然権の哲学（万人の自然権ないし人民の実体）は必ずしも万人の自然権を意味するものではなく、実際にはむしろ財産所有階級のそれを意味するにすぎないものであった。その次第は……ロックが政治的権利の主体としての人間の本質を財産の所有においてとらえ、財産を所有しない非所有者階級を政治の主体から除外していたことの中に最も端的に表現されている⁸⁾と述べ、更に次のような結論をくだした。「ロックは……一応は所有権を「生命、自由、財産」というより広義なものとしてとらえながらも同時に物質的な意味での財産の所有それ自体を人間の自由の実現や理性能力の開発の条件と考えることにより、実際にはこうした人間に本来「固有なもの」を所有する存在としての方人の自然権の名において財産所有階級の財産獲得の自由を正当化していた⁹⁾」。

三、ホッブズの自由主義的論理

メイスは、ホッブズの学説をアメリカにおける自然権の伝統の基礎をなすものとして把握し、両者の関係を論じていった。

独立宣言の言う第一の自明の真理である平等について、ホッブズは「リヴァイアサン」、第一部、第十三章で、人間は心身の能力において本質的に平等であり、従って同様に権利においても平等であると主張した。こうして、「すべての人は等しく生まれながらに自由である」¹⁰⁾

ホッブズはここでプラトンとアリストテレスに向かって反論している。ホッブズの主張によれば、人間の能力の差はごくわずかであるから誰一人として自分が生まれつき優れているという根拠を持ち出して特別の待遇を要求することはできない。とりわけ貴族、哲人王といったエリートが自らの優れた資質を根拠として支配しようとする要求は排除される。

アメリカ独立宣言の一節に「すべての人は平等に造られている」という言葉があるが、その意味をめぐって多くの見解が対立してきた。即ち本当にすべての人は権利において、あるいは能力において、あるいはまたその両者において平等に造られているのであろうか、と。人は権利においてのみ平等に造られるのだという考えは、貴族または哲人王の要求を論破する上でほとんど役に立たない。というのは、たとえ権利の自然状態の下においてであっても、市民社会の目的——万人の諸権利の保障——を実現するためにはどのような種類の組織が必要であるかを最も適確に決定できるのはやはり最も有能な人々、最も賢い人々であるという理由をつけて、自分

達が支配すべきであると彼等は主張してくるからである。人間が権利と能力の双方において平等に造られているというのでなければ、権利における平等といってもそれはアリストテレスが唱道した比例的平等と配分的正義を容認するような意味での法の前の平等になってしまうであろう。ともあれホッブズの主張は、少なくとも独立宣言の主張と同じ程度には平等主義的である。

独立宣言の第二の自明の真理とは、人間には生命、自由および幸福追求の権利が与えられており、これは不可譲の権利だということである。ところで、個人と政府との本来の関係を不可譲の権利に基づいて体系的に説明した理論家はホッブズが最初である。ホッブズは戦争状態から出発する。そしてこの戦争状態を離れ市民社会に入るために、人々は自然状態で所有していた諸権利の一部を放棄し、それらを共通の権力に、即ち主権者に譲渡してその見返りになんらかの利益を得ようとする。要するに平和を維持し、自らの不可譲の権利を守ために、人々は互いに相手の生命に対する権利を放棄しようとするのである。このようにホッブズは、契約論的基礎の上に立って論じた。

さて、ホッブズはまた、実力によって支配を確立した主権者は信約を通じて支配を確立した主権者に等しい権威を有しているものであり、従ってどちらの主権者の下にあっては臣民は同じ義務を負っていると考えた。けれどもこれは、ホッブズが剥き出しの実力を正当化しようとしたことを意味しているのではない。そう考えることは、ホッブズの圧倒的な自由主義的原理を考慮に入れていないことになる。ホッブズの論理には、臣民のみならず主権者にも義務を負わせようとする狙いが込められている。

実力によって創り出されたコモンウェルスにおける自由を擁護しようとして、ホッブズは、人々が主権者に服従しなければならないのはその服従のうちこそ自らの自由があるからだと論じた。主権の権利と職務はどちらの型のコモンウェルスにおいても同じであると主張することによって、ホッブズはそれぞれの主権者に同じ権利を付与しただけでなく、市民社会の目的も（従って主権の職務も）同じものであるとした¹¹⁾。換言すると、どちらの種類の主権国家においても、主権者と臣民の双方は共にそれぞれ同じ権利と義務を有している。このことを証明するためにホッブズは、いわゆる獲得による主権であってもそれは、同意と選択によってのみ樹立されると論じたのであった。

思想上、ホッブズは常に絶対君主と、実力によって支配を確立した主権者との忠実な擁護者であると描かれてきた。けれどもホッブズは、人々を暴君に服従させようとして獲得による主権を正当化しようとしたのではな

い。それどころか反対に、暴君に義務を課そうとしてそれを正当化しようとしたのは明らかである。実力によって権力を掌握している人々は、ホッブズの正当化論に基づいて生命、自由および幸福の追求といった人間の不可譲の権利を保護し、増進し、涵養するよう義務づけられることになる。臣民へのお返しとして主権者が負う義務は、それに先立ってホッブズが行った義務の基礎づけから必然的に生ずるのである。義務が存在するためには、人々が権利を絶対的な主権に譲渡する行為は自発的でなければならない。義務が自発的であるためには、人々は権利を譲渡する代わりにお返しとして、なんらかの権利または他の利益を受け取らなければならない。¹²⁾ 人々は主権者に服従するよう義務づけられるが、それは、人々が先ず権利を譲渡したり、あるいは放棄したりすることによって手に入れようとした目的を主権者が尊重する場合に限られる。こうしてホッブズの公式に従うなら、臣民と主権者の双方が義務を負う場合にのみ主権は市民社会に存在することができる。義務が存在しない場合には、一切は共通の主権者の存在しない自然状態に復帰してしまうのである。

このことは、誤って解釈されることもあったホッブズの次の言葉、即ち、いったん樹立された主権はどんなことがあっても打倒されてはならないという言葉の意味をはっきりさせてくれる。「主権者の職務は（それが君主であれ、合議体であれ）、彼がそのために主権を信託された目的、つまり人々の安全の確保にある。彼は、そのことを自然法によって義務づけられている」¹³⁾と書くことによって、ホッブズは「人々の利益の確保」のために本気で取り組んだのであった。主権は、定義によって人々の利益の確保を目指すのであるから、抵抗など受けるはずがない。それを目指さないような権力は主権ではない。

臣民の義務および自由を同じように基礎づけるために、ホッブズは「臣民の真の自由の細目、即ち彼が主権者に命じられたからといって、行おうのを拒否しても不正ではない事柄とは何か」¹⁴⁾と自らに問うた。彼の答によれば、臣民が主権者に対してさえも義務を負うかどうかは「服従の言葉にかかっているのではなく、服従の意図——それは服従の目的から判断されるべきである——にかかっている。それ故、我々の服従拒否が主権の設立された目的を破壊する場合には拒否する自由はなく、そうでない場合に拒否する自由がある」¹⁵⁾というのである。

このことは、個々人が服従を拒否したとしてもそれは合法的だと言ってよい場合が少なくとも二つあることを示している。第一の場合は、主権者がもはや人々の安全を確保できないという時に発生する。第二の場合は、主

権者が市民社会の目的を確保する能力をもっているとしても、その目的と相容れないことを要求してくる時に発生する。ホッブズが無条件の服従を支持したという見方をそのまま是認することはできない。人々は主権を失った不正な君主に抵抗すべきだし、更には主権を維持していても、個々の場合に市民社会の目的に向かって努力しようとはしない主権者に対しても抵抗すべきである。

こうした特徴をもつが故に、ホッブズの考えは独立宣言の第三、第四の真理に合致する。即ち、政府は人々の安全と幸福を確保するために組織されたということ、および政府がそれらを確保しなかったり、あるいは確保しえない場合には、政府を打倒しても合法的だという真理に合致する。更に安全と幸福という市民社会の目的は、個人主義的観点からすると安全はもちろん生命、自由および幸福の追求という不可譲の権利に等しいから、ホッブズの原理と独立宣言の四つの真理とは完全に一致するように思われる、というのがメイスの結論である。¹⁶⁾

四、「ザ・フェデラリスト」における統合の問題

フェデラリストは、憲法制定に際して統合の問題と取り組んでいる。その様子を順を追って見ることにしよう。

先ずジェイであるが、彼は特に外敵に対する安全保障の必要性を強調している。「外国の軍隊および圧力からくる危険、それに国内的原因に基づく同様の危険に対して、国際的平和と国内の平穏とを保持するための安全保障策は、一つの強力な全国的政府の下に一致団結している連邦を結成することにある」¹⁷⁾つまり、彼は強力な統一国家の必要性を説いたのである。

更に彼は次のように述べている。「全体の安全は全体の利益であり、それは政府なしには確保されえないものであるから、一つのよい政府の方が他のいかなる数の政府よりも安全保障という目的に関しては適している。一つの全国的政府ならば連邦のどの地方に居住する者であれ、才能ある人物の能力と経験とを集めてこれを利用することができる。一つの政府ならば統一された政策原理の上に行動しうるし、連邦の各邦、各構成員を保護することができるし、連邦のもつ利点を各邦に及ぼすことができる」¹⁸⁾

次いでハミルトンであるが、彼は内紛の危険性を指摘している。「合衆国が解体して各邦だけになるか、あるいは全体の連合の崩壊の後にいくつかの邦が結合して複数の連合ができるかというような場合には、そのお互いの邦の間で平和と戦争か、友好と敵対か、という問題に悩まされるであろう。これはおよそ一つの政府の下に統一されることなく、相互に国境を接している国々の運命なのである」¹⁹⁾

彼は、自由という価値と安全という価値が矛盾することを鋭く認識している。「外からの危険に対して安全を守るということは国家の行動を左右する最も強力な要素に他ならない。従って自由に対する熱烈な愛情といえどもやがてはこの安全の要請に道を譲ることになろう。戦争に伴う生命と財産の無残な破壊、絶えざる危険な状態に対応するための絶えざる努力と警戒とは自由を信奉することが最も篤い国民をも、安全のためにはその市民的、政治的権利を脅かす危険性のある常備軍制度に依存させることになろう。つまり、彼等もついに、より安全であろうとするためには、自由を少し犠牲にするという危険をもあえておかすようになる」。²⁰⁾

ここから彼は、連邦を維持することと、強力な権限をもった政府の必要性を帰結する。「連邦の維持にとって少なくとも現在提案されているのと同じ程度に強力な憲法が必要である。……連邦が果たすべき主たる目的は次の通りである。即ち連邦構成員たる各州の共同防衛、外国の攻撃および国内の騒乱に対する公共の安全の維持、外国との通商および諸州間の通商の規制、外国との政治上、通商上の交流の監督である。

共同防衛のために必要な連邦政府の権限は次の通りである。即ち陸軍の募集、海軍の建設と装備、陸海軍管理規制の制定、陸海軍の統帥、陸海軍維持のための財政的措置である。これらの権限は何らの制限留保なしに与えられるべきである。というのは国家存亡の危機についてその範囲や種類を予め予測し定義することは不可能であり、かつまた危機を克服するのに必要と思われる手段についてその範囲や種類を予め予測し定義しておくことは不可能だからである。国民の安全を脅かすような事情は限りなく存在する。それ故、国民の安全を図るようにされている権能に憲法上の拘束を設けることは賢明なやり方とはいえない。この権能はおよそ国民の安全を脅かすようないかなる事態にも応ずることができなければならない。また共同防衛の指揮を委ねられているのと同じ機関の指揮の下におかれなければならない」。²¹⁾

こうして彼は、最後に強力な行政部の単一性を強調してその論を閉じている。「強力な行政部は共和政治の本質とは矛盾するものであるという考えがあり、現にその支持者も少なくない。……こうした考え方はなんら根拠がない……。行政部が強力であることは、およそよき政府の本質であり、その基本的な性格の一つなのである。……行政部を強力ならしめる要素としては第一に単一性、第二に持続性、第三に適当な給与上の措置、第四に十分な権限があげられる。……単一性が強力さを増すものであることは異論がなからう。決定、活動、秘密、迅速という点からみると、一般に多数の人々が行うよりも一人の人が行う方がはるかにうまくゆくもので

ある」。²²⁾

最後に、「憲法の父」と呼ばれるマディソンであるが、彼は派閥の弊害とその匡正策について次のように論じている。「精巧に構成された連邦によって数多くの利点をもたらされることになろう。わけても連邦が派閥の暴威を打破し、これを抑制する傾向をもつという利点がある。民主政治を支持する者も民主政治がとかく派閥の暴威という危険な害悪を生むことを考えると、民主政治の性格や将来について深い危惧の念をもたざるをえなくなる。(中略)

派閥のために公の審議に動揺、不正、混乱がもち込まれてきたが、それは事実あらゆるところにおいて民主政治を破滅に追いやる致命的な弊害となった。……各邦の憲法が派閥の暴威の危険性を有効に除去できたとは言えないだろう。現に我々の諸邦の政府が余りにも不安定であること、公共の福祉が派閥争いの中で無視されていること、諸方策が公平の原則と少数派の権利の尊重とによってではなくて、圧倒的な多数派の利害と優越的な力によって決定されることが余りにも多いことなどについての不満が唱えられている」。²³⁾

次いでマディソンは、「現在公衆の前に提示されている連邦政府案により更に権限の小さな政府をもってしては、当面する問題を解決できない」との認識を示し、更に憲法会議の直面した困難について次のように指摘している。「憲法会議の直面した困難の中でもことに重要であったのは、いかにして自由と共和政体を十二分に尊重しつつ、しかも政府に必要な安定性と活動性を確保できるかという点にあった」。²⁴⁾

五、ホプズにおける統合の問題

ホプズは、国家と国民との間に、前者の権限と後者の自由とをめぐって生ずる矛盾、葛藤の意味を明らかにしようとしている。この問題に関するホプズの論調を見ると、そこにはいわば権力主義的論理と自由主義的論理とが交錯している。つまり、一方において国家の絶対的権限を限りなく強調する論理が明瞭に見られるのに対して、他方において国民の自由にできるだけ配慮する論理が展開されている。²⁵⁾

例えば、「リヴァイアサン」、第一部、人間についての第十四章、第一、第二の自然法と契約についての箇所には、国民の自由に配慮する論理が展開されている。

国家の設立に際して人々は自分の権利を譲渡するが、しかし、すべての権利が譲渡されるわけではない。なぜならば、人がその権利を譲渡する時には、それと交換して彼に譲り渡されるなんらかの権利、あるいはなんらかの利益が考慮されているはずだから、どのような言葉

ないしはその他の印をもってしても譲渡されたとは解しえない、なんらかの権利が万人に残されている。ホッブズはそれを三つ挙げている。第一に、人はその生命を奪おうとして力によって襲いかかる敵に対して抵抗する権利を放棄することはできない。第二に、自分が傷害を受けそうになったり、鎖つなぎの目に会わせられそうになったり、投獄されそうになったりした時に、抵抗する権利を放棄することはできない。第三に、生存の権利がある。即ち、人が権利を譲渡するのは、自分の生命の安全保障と生命を維持して行くための手段を確保するという目的ないしは利益のためであるから、もしも人が言葉又はその他の印によってこの目的ないしは利益を放棄することを意図しているように見える場合であっても、それが彼の意図であったとか、意志であったとか解してはならない。そうした言葉や行為がどのように解釈されるかについて、彼が無知であったにすぎないからである。

更に、権利の相互譲渡は契約を通じてなされるが、どのような場合に契約は無効となるのか、ホッブズは二つの場合を指摘している。第一に、力に対して力で自分を防衛しないという契約は無効である。第二に、許されるという保証もなしに自分を告訴するという契約は無効である。

他方、国家の絶対性を主張する論理は、第一部、第十四章においては見出されず、それは例えば第二部、コモンウェルスについての第二十六章、市民法についての箇所で開催されている。²⁶⁾

市民法は次のように定義される。市民法とは、コモンウェルスがすべての臣民に対して善悪の区別、即ち何が規則違反であり、何がそうではないかを区別するのに用いるように、言葉、文書、その他の意志を示すのに十分な印によって彼等に命じた諸規則のことである。この定義から次の二点が演繹される。第一に、主権者が立法者であり、彼は法律を定め、廃止する権限を有している。従って第二に、彼は自分を悩ます法律を廃止し、新たな法律を制定することによって、いつでも好きな時にその法律への服従から自由になりうるから、主権者は市民法には服さない。つまり、彼は既に以前から自由であったのだ。

主権者が人々をして市民法に服従させる。なぜならば、私的な人々の間に様々な意見の相違がある時に、衡平、正義、また、道徳的善とは何であるかを宣言し、それに拘束力を持たせるには、主権者による命令とそれへの違反者に対する罰則の制定が必要だからである。

更に、立法者が誰であるかが知られていても、法律がそれを解釈する者の狡知のために主権者の意向に反して解釈され、その結果、解釈する者それぞれが立法者となるという危険があるから、法律の究極の解釈は主権者に

委ねられている。そして、法律の真正な解釈とは立法者の意向のことであり、従って主権者の解釈に依存しているという点に法律の本質があることになる。つまり、一切の法律は解釈を必要とするが、場合によっては自己愛などの情念によって目がくらまされ、誤って法律を解釈する人々が出てくるから、法律には有能な解釈者が必要であり、そのような解釈者とは法律の制定された究極の目的を完全に知り、理解している者のことである。そして、そのような者とは立法者だけであり、従って主権者のみが法律を正しく解釈しうる唯一の者だということになる。こうして、法律に権威ある解釈をなしうる者は著述家達ではなく、主権者である。コモンウェルスの権限を有しない著述家達の権限は、いかにその見解が真理であろうとも、その見解を法律とすることはできない。結局のところ、法律を法律たらしめるものは主権者の権力である。

以上、ホッブズ理論における自由主義的論理と強権主義的論理とを見てきたが、この両者は両立しうるであろうか。

ホッブズは第二部、第二十一章、臣民の自由について論じた箇所、臣民の自由と主権者の無制限の権力とは両立すると主張している。²⁷⁾ 即ち、臣民は主権者が臣民の行為を規制した際に不問に付した事柄について自由を有しているが、しかしこの自由によって生死を左右する主権者の権力は廃止されたり、制限されたりすると考えるべきではない。というのは、主権者が臣民に対して行うことは、いかなる口実によるものであれ本来、不正とか権利侵害とか呼ばれることはありえないからである。その論拠は、臣民の一人一人が主権者の行うあらゆる行為の本人だという点にある。従って主権者は彼自身が神の臣民であり、それ故に自然法を守るように義務づけられている点を別にすれば、いかなるものに対しても権利を欠いてはいないのである。こうして、コモンウェルスにおいては臣民が主権者の命令によって殺されることがありうるし、実際しばしば起こるが、いずれの側も相手に対して不正を働いたことにはならない。

けれどもホッブズが主張しているように、本当に臣民の自由と主権者の権力とは矛盾せず、両立しうるのだろうか。ホッブズ理論において生じた両者の論理の矛盾、葛藤の理由を尋ねるためには、先ず第一部、第十四章、第一、第二の自然法と契約についての箇所を見るのが適当である。人々は我が身の安全を確保するためにこそ自分の権利を譲渡して主権を設立するのであるから、主権設立後も、他からの侵害に対してあくまでも自分の身体を防衛する権利を持ち続けていなければならないはずである。つまり、人々が主権設立の本人であり、かつ譲渡しえない身体保護の権利を有していること、ここに自由

主義的論理の根拠がある。

ところで他方、第二部、第二十九章、コモンウェルス
を弱め、解体させる事柄についての箇所においては、主
権を有する者は市民法に服従しなければならないという
意見は、コモンウェルスの本質とは相容れない誤った見
解であると、ホッブズによって批判されている。つまり、
法律とは主権者の命令であるから主権者が法律に服従す
るということは自分自身に服従することに他ならず、従
ってそれは服従ではなく、法律からの自由を意味する。
それ故、主権者を法律に服従させることは法律を主権者
の上に置くことであるから、裁判官を主権者の上に、従
って彼を処罰する力を彼の上に置くことによって新しい
主権者を作ることになる。こうして同じ理由から、第二
の主権者を処罰するために第三のそれを作ることになり、
それが果てしなく続いて遂にはコモンウェルスの混
乱と解体に到るのである。²⁸⁾ もちろん主権者が自分の
良心に反し、情念の赴くままに臣民に対して命令を発す
るという事態は起こりうるが、しかしそれだけでは主権
者に戦争をしかけたり、彼を不正行為の廉で訴えたり、
あるいは非難したりするのに十分な権限が臣民に与えら
れるわけではない。なぜならば、臣民は主権者のすべての
行為を承認したのであり、彼に主権を与える時その行
為を自分達のものとしたからである。²⁹⁾

ここでは、主権に制限を課すものは僅かに自然法にす
ぎず、主権には可能な限り広汎な自由が残されている。
そして、それと共に人々が主権設立の本人であるとされ
ている点に強権主義的論理の根拠がある。

このように見てくると、両者の論理の間に矛盾、
葛藤が生ずるそもその理由は、結局のところ人々は主
権設立の本人であるとされていること、しかもこのこと
に二重の意味が付与されていること、この点にある。一
方は、譲渡することのできない権利があるという考えと
結びつくことによって自由主義的論理を導き、他方は、
強大な主権の設立を人々にいわば強引に承認させること
によって強権主義的論理を導き出している。

ホッブズの論調を注意深く読むならば、究極的には後
者の論理が前者のそれを圧倒していると言ってよいであ
ろう。つまり、全体的秩序が崩壊の危険にさらされた時
には国家による上からの秩序再形成の行為が必要である
が、たとえそれが一方的で、強権的なものであろうとも
なおかつ、この国家行為をそれがあたかも自分自身の行
為であるかのように (as if) 我々は承認し、受け入れな
なければならないということである。その意味で、統治と
いう問題を重んずるホッブズの理論は、政治的自由主義
の限界を捉えようとしたものであり、それへの但し書き
になっていると言ってよい。

六、結論 自由と統合の問題のアメリカ的変容

終わりにあたって、ホッブズが提出した自由と統合と
いう問題がアメリカにおいてどのように変容されていっ
たかについて検討することにしよう。これは換言すると、
自由と統合という問題に関するアメリカの解決方法が、
いかにホッブズの問題意識を呼吸していたかということ
である。この点については、メイスの見解に従って説明
することにしたい。³⁰⁾

フェデラリストに属するベンネーム、パブリウス
(Publius) (ジェイ、ハミルトン、マディソン) は、人
間の本性から出発して、自由と両立する統治のための解
決策を講じようとした。つまり、パブリウスが憲法制定
によって意図したことは、君主の武力に頼ることなく社
会的不安定の問題を解決すると同時に、人間の権利を保
障するような仕方でもホッブズの解決策を採用すること
であった。言い換えると、パブリウスの解決策は、私利私
益の追求を利用して公共の利益を達成するための憲法体
系を作製することにあった。そして、ホッブズがこの原
理を政府にのみ適用したのに対してパブリウスは社会に
もそれを適用し、それによってホッブズの学説を修正し
た。こうして、パブリウスはホッブズの学説を「実際の
な効用へ転化する」ことができたのであった。ここにア
メリカの伝統の起源がある。

パブリウスによるホッブズの学説の修正とは何であ
ろうか。それは、様々な諸原理——権力の分立、立法上
の抑制と均衡、最高裁判事、国民によって選ばれた立法
府の代表達——の有効性に対する信念である。更に、
二つの新しいアメリカ的原理への確信がある。第一は、
社会の範囲を拡大することであり、第二は、それによ
って諸利益の増殖を助長することである。これらに依拠
することによってパブリウスは、社会の正しい秩序づけ
を達成しようとしたのである。

パブリウスが直面した問題とは何であったのか。この
点について、ロックやホッブズと比較することによって
明らかにしよう。

ロックの場合、彼は多数者支配の統治形態を前提とす
るために多数党派の問題に直面する。そのための解決策
は、執行官の大権とその武力にある。

ホッブズの場合、彼は個人の権利を保障する手段を主
権に見出しているが、主権の行使者たる君主がその権利
を侵害する可能性がある。

パブリウスの場合、彼等は民主政と共和政とを区別し、
次のように考える。第一に、代表制の原理を民主政的な
統治形態に適用すれば、広範囲に及ぶ共和政治が可能に
なる。第二に、代表制の原理は民主政的な基盤の上に広
範囲に及ぶ共和政治を可能にするから、純粋な共和政治

を可能にする。つまり、完全に代表制に立脚し、しかも同時に完全に民衆による統治を実現できるというのである。従ってパブリウスは民衆による統治を支持したから、最大の問題は「党派」の暴威を打破し、これを抑制することにある。それ故、パブリウスの課題は「民衆による統治を保持しつつ、党派の危害から公共の利益と私的な権利とを確保する」ことにある。そして、党派を発生させる最も普遍的な根源は、財産の多様かつ不平等な配分にある。ここから、種々の相反する諸利益を調整する必要性が生ずるのである。

こうして、公共の利益と市民の私的な権利とに対する最大の脅威は多数党派から生まれる。少数党派の「邪悪な見解」は共和政の原理、即ち正規の票決によって敗北させられる。従って、問題は多数党派にある。

ところで、いかにしたら多数者と少数者の対決を阻止することができるのであろうか。その方法には二通りある。しかもこの方法は、共和政治と公共の利益の維持とも両立するのである。第一の方法とは、同一の情念あるいは利益が、大多数の人々のうちに同時に存在するのを阻止するということである。第二の方法とは、それを阻止するのに失敗した場合、この大多数の人々が「圧政の陰謀」を一致共同して実行するのを不可能にするということである。

第二の方法は第一の方法を可能にする条件であるから、先ず前者から説明を始めることにする。ここに領域の拡大の原理が登場する。パブリウス、就中そのうちの一人マディソンは、直接民主政治と民主政の共和政治とを対比させ、民主政の共和政治の下では代表制原理によって版図が拡大され、市民の数を増大させることができるとする。大きな国を形成すれば、多数党派の危険から人々をより確実に保護できるようになる。こうして、多数の市民とより広大な領域とによって、一層多種多様な党派や利益が形成され、多数党派が形成される機会が減少するのである。

従って、第一の方法が可能になる。つまり財産について言えば、各種の財産の多様性が多数党派の形成を阻止するのに活用されることになる。多くの貧しい者と少数の富める者との対立をどう解消したらよいのか。その解決策は闘争の性質を変化させる点にある。つまり、財産の程度や量を軸とする階級的次元から、財産の多様性や種類を軸とする非階級的次元へと闘争の性質を変化させてやるのである。そうすれば、より多量の利益が創出されることであろう。

更に、商業社会における利益の数は農業社会におけるそれよりも多くなる。そして利益の種類が増大すればするほど、階級に基づく闘争の起こる機会は減少する。そうなれば、多数党派が力を増す機会は益々減少するであ

らう。

以上、多数党派の危険を阻止するためにパブリウスが考案した方法について述べてきたが、最後にもう一つの危険、即ち政府による圧政の危険を阻止するためにパブリウスが案出した方法として、三権分立制の採用をつけ加えておきたい。そのような制度的工夫をもまた見逃すことはできないであろう。

註

- 1) 本間長世『理念の共和国』(中公叢書)の表題。
- 2) ロック『統治論、第二篇』、(中央公論社、世界の名著、所収)、第五十四節。
- 3) George Mace, Locke, Hobbes, and the Federalist Papers, An Essay on the Genesis of the American Political Heritage, p. 24.
- 4) ロック、前掲書、第二十五節。
- 5) ロック、前掲書、第五十四節。
- 6) 田中正司『ジョン・ロック研究』(御茶の水書房)、所収。
- 7) 田中正司『増補ジョン・ロック研究』(未来社)。
- 8) 同上。
- 9) 同上。更に氏はこう述べている。「ロックの自然状態は……それ自体完結した平和状態としてのエデンの園であったのではなく、……当時の市民社会の現実の反映として多分に二義的、両義的な性格をもったものであり、その上に成立する彼の国家論も実際には必ずしもリベラルなものではなく、むしろ多分に絶対主義的な性格をもつものであった」。
- 10) Hobbes, Leviathan (E. W. vol. III), 第二十一章。
- 11) Ibid., 第二十章。
- 12) Ibid., 第十四章。
- 13) Ibid., 第三十章。
- 14) Ibid., 第二十一章。
- 15) Ibid., 第二十一章。
- 16) Mace, Ibid., p. 41.
- 17) 『ザ・フェデラリスト』(中央公論社、世界の名著所収)、第三篇。
- 18) 同上。第四篇。
- 19) 同上。第八篇。
- 20) 同上。第八篇。
- 21) 同上。第二十三篇。
- 22) 同上。第七十篇。
- 23) 同上。第十篇。
- 24) 同上。第三十七篇。なおハミルトンとマディソンの相違について見ると、「両者共、中央政府の強化の必要性を認めるが、ハミルトンは基本的には州を実

質上中央政府の下部機構とすることを理想としており、その意味では憲法案反対者の批判するように中央集権的統一政府を構想していた。これに対してマディソンは中央集権的統一政府でもなく、また逆に主権をもった邦の集まりの連合でもなく、両者の組み合わせともいうべきフェデラル・システムを構想していた」。世界の名著、第三十三巻、解説、五十三ページ。

- 25) Hobbes, *Ibid.*, p. 120, pp. 127-28.
- 26) Hobbes, *Ibid.*, pp. 250-53, pp. 261-63.
- 27) Hobbes, *Ibid.*, pp. 199-200.
- 28) Hobbes, *Ibid.*, pp. 312-13.
- 29) Hobbes, *Ibid.*, p. 235.
- 30) Mace, *Ibid.*, chapter 7, *The Federalist: from the truth of speculation to the utility of practice.*

なお、この結論の部分の主旨を理解する上で参考となると思われる一文を紹介しよう。「第十篇の中でマディソンは政治における党派の弊害を説き、これを除去するにあたっては党派そのものをなくすことはできないし、また自由を弾圧することによって党派の弊害を取り除こうとすることは、かえって一層深刻な弊害をひき起こすことになるから、党派が存在することによって生ずる結果を抑制することを考えるべきであると述べている。そして彼は今日の言葉で言う直接民主政治に対しては弱小な党派や個人が多数派に抑えられる危険があるという理由で反対し、今日の言葉で言う代議制（民主政治）を共和政と呼んで共和政が優れている点を強調する」。本間長世、前掲書、十二～十三ページ。